

相続法制の見直しに当たっての検討課題（２）

～相続人等の貢献に応じた遺産分割の実現～

第１ 配偶者の貢献に応じた遺産分割の実現

１ 問題の所在

相続人となる配偶者の中には、婚姻期間が長く、被相続人と同居してその日常生活を支えてきたような者もいれば、老齢になった後に再婚した場合等婚姻期間が短い者もあり、また、形式的には婚姻期間が長期にわたる場合であっても、別居期間が長く実質的な婚姻生活はそれほどなかったような者もいるなど、被相続人の財産の形成又は維持に対する寄与の程度は様々であると考えられる。近時の高齢化社会の進展や、高齢者の再婚の増加に伴い、前記の寄与の程度に関する差異は拡大する傾向にあるものと考えられる。

配偶者の相続権の根拠については様々な見解があるが、一般には、実質的夫婦共有財産（夫婦の一方がその婚姻中に他方の配偶者の協力を得て形成又は維持した財産をいう。以下同じ。）の清算と生存配偶者の生活保障が挙げられており、その意味では、配偶者の相続権と離婚における財産分与は、その根拠に共通性があるといわれている。

もともと、相続の場面では、被相続人の債権者等第三者の利益にも配慮する必要があるが、また、一般に紛争当事者が離婚の場合よりも多くなることから、権利関係を画一的に処理する必要性が高いものといえる。このため、現行の相続制度では、配偶者の具体的な貢献の程度は寄与分の中で考慮され得るにすぎず、基本的には法定相続分によって形式的・画一的に遺産の分配を行うこととされているが、前記のような社会情勢の変化に伴い、実質的公平を欠く場合が増えてきているとの指摘もされている。

これに対し、離婚における財産分与では、配偶者の貢献の程度を実質的に考慮して財産の分配を行うこととされており、制度上、前記のような実質的公平を欠く事態は生じにくいものといえる。このため、現行の相続制度は、離婚における財産分与制度との整合性がとれていないのではないかとの指摘もされている。

これらの指摘を踏まえ、相続の場面でも、配偶者の相続分を定めるに当たり、相続債権者等の利益にも配慮しつつ、配偶者の貢献の程度をより具体的に考慮する方策が考えられないか検討する必要がある。

２ 考えられる方策

前記１の問題の所在を踏まえ、本資料では、配偶者の貢献に応じた遺産の分

割を実現する観点から、以下の二つの方策を取り上げている。

これらの方策は、いずれも、遺産を実質的夫婦共有財産と固有財産（当該夫婦の婚姻以前に形成された財産や被相続人が相続によって取得した財産のように、一般に、その形成又は維持に他方の配偶者の協力が認められない財産）とに分けた上で、実質的夫婦共有財産の形成又は維持については一般に配偶者に相応の貢献が認められることに鑑み、実質的夫婦共有財産における配偶者の取得割合を現行法よりも高くすることによって、遺産全体に占める実質的夫婦共有財産の割合が高い場合に、配偶者の取り分を現行法よりも増やすことを意図したものである。

配偶者の法定相続分を引き上げた昭和55年の民法改正の際には、配偶者の貢献を適切に評価し、夫婦の実質的平等を確保するための措置として、法定相続分を引き上げるという方策とともに、夫婦財産制を別産制から共有制に変更することが検討された。共有制は、夫婦が婚姻中に協力して得た財産は対第三者との関係でもこれを共有とするものであり、これによれば、一方の配偶者が死亡した場合にも、他方の配偶者（生存配偶者）が有していた共有持分は相続財産に含まれないことになるが、このような考え方をとった場合には、共有財産の範囲、共有財産であることの公示及び第三者への対抗要件、債務の負担など、解決困難な問題が生ずることから、共有制を採用することは見送られたという経緯がある。

後記3の提案は、対第三者との関係では現行の別産制を維持しつつ、当該配偶者が死亡した場合にその清算手続を設けることによって、当該夫婦間においては共有制を取ったのと同様の分配をすることを可能にするものといえる。また、後記4の提案は、後記3の提案の基本的な考え方を継承しつつ、実質的夫婦共有財産の清算方法の簡易化を意図したものであり、その意味では、今回の提案は、いずれも現行法の相続制度と共有制の中間形態に位置するものといえることができる。

3 遺産分割の手続に先行して実質的夫婦共有財産の清算を行う考え方

(1) 考えられる方策

- ① 配偶者は、遺産分割に先立って、相続人に対し、実質的夫婦共有財産の清算を求めることができる（注1）。
- ② 実質的夫婦共有財産に属するか否かが明らかでない財産は実質的夫婦共有財産に属するものと推定し、実質的夫婦共有財産の形成又は維持に対する配偶者の寄与の割合は2分の1であるものと推定する。
- ③ 配偶者は、実質的夫婦共有財産を清算した後の遺産（被相続人の固有財産及び実質的夫婦共有財産の残余部分）については、現行の法定相続分より減少した相続分（注2）を取得する。

（注1）相続財産のうち被相続人の固有財産の割合が高い場合には、配偶者の取得額が現行法の規律によるよりも減る場合が生じ得ることになることから、配偶者に前記方策と現行法の規律との選択権を認めることも考えられる。もっとも、この考え方を

採用する場合には、選択権をいつの時点で行使するのか（婚姻時か相続時か、相続時であるとして期間制限を設けるのか）、どのような方法で行使するのか等の問題が生じることになる。

（注2）例えば、子と共に相続する場合は3分の1、直系尊属と共に相続する場合は2分の1、兄弟姉妹と共に相続する場合は3分の2とすること等が考えられる。

（2）基本的な考え方

前記方策は、離婚における財産分与と同様に、死亡による婚姻関係の終了の場合にも、婚姻の効果として（すなわち、相続の枠外で）、実質的夫婦共有財産の清算を認めることにより、遺産の形成・維持に対する配偶者の具体的な貢献の程度に応じた財産取得を可能とすることを意図したものである。

このような考え方を採用することによって、死亡による婚姻関係の終了の場合にも、実質的夫婦共有財産の形成についての配偶者の貢献の程度を具体的に考慮することが可能になり、実質的公平に適う遺産の分割が可能になるとともに、婚姻関係の終了に伴う財産の清算について、離婚の場合と死別の場合とを統一的に理解することが可能になるものと考えられる。

ここで、遺産分割に先行して行われる清算手続は、離婚における財産分与とほぼ同様のものを想定している。すなわち、前記方策は、被相続人の財産を実質的夫婦共有財産と被相続人の固有財産とに分けた上で、実質的夫婦共有財産については相続による遺産分割の手続に先行して（注）、当該配偶者の具体的な貢献の程度に応じた清算手続を行うものであるが、ここでは、離婚における財産分与の場合と同様、被相続人の積極財産だけでなく、被相続人の債務のうち、実質的夫婦共有財産の形成・維持に起因して負担した債務や夫婦の共同生活を営む上で負担した債務（以下「実質的夫婦共同債務」という。）も考慮して清算を行うことを想定している。また、離婚における財産分与と全く同様に考えると、清算の対象となる財産は、被相続人の財産だけでなく、配偶者の財産もこれに含まれることになるが、死別による婚姻関係の終了の場合には、配偶者の財産は考慮に入れないとすることも考えられる。

（注） 死別による婚姻関係の終了の場合には、一方の配偶者が既に死亡しているため、清算手続の当事者は、他方の配偶者（生存配偶者）とその他の相続人ということになって遺産分割の手続の当事者と同じであり、また、清算手続が終了しない限り、相続財産の範囲が定まらないことから、通常は一回的な解決が図られることになると考えられる。

したがって、必ずしも婚姻関係の終了に伴う実質的夫婦共有財産の清算と遺産分割の手続とを分けて行う必要はなく、これを一体のものとして行うことも考えられる。

イ 法定相続分との関係

前記方策を採用した場合には、実質的夫婦共有財産の清算を行った後、

その余の遺産についての遺産分割を行うことになるが、遺産分割における配偶者の法定相続分をどのように定めるべきかが問題となる。前記のとおり、現行法における配偶者の相続の根拠としては、一般に、実質的夫婦共有財産の清算と生活保障が挙げられるが、実質的夫婦共有財産の形成・維持に対する配偶者の貢献については清算手続において既に評価されていることになるため、これに伴って配偶者の法定相続分の割合を現行法よりも減少させる必要があると考えられる。この割合をどのように考えるかについては様々な考え方があり得るところであるが、前記のとおり、子と共に相続する場合は3分の1、直系尊属と共に相続する場合は2分の1、兄弟姉妹と共に相続する場合は3分の2とすること等が考えられる。

ウ 寄与分との関係

前記方策を採用した場合には、実質的夫婦共有財産の清算手続の中で、個別具体的な事案ごとに配偶者の実質的な貢献が考慮されることになるから、基本的には、配偶者については、その後の遺産分割手続において寄与分に関する規定の適用（民法第904条の2）を認める必要はなくなると考えられる。

(3) 検討課題等

前記方策を採用した場合には、現行の遺産分割においては考慮する必要がない被相続人の債務についても清算の対象に含まれることとなる上、特定の積極財産や債務が清算の対象に含まれるか否かといった点や、その財産の形成又は維持に対する貢献の有無及び程度について主張・立証が繰り返されるおそれがあるなど、相続に関する紛争の複雑化、長期化が懸念される。

また、離婚における財産分与の場合には、離婚の当事者がそれぞれ各自の貢献の有無及び程度等について主張・立証を尽くすことが可能であるのに対し、死別による清算の場合には、婚姻関係の当事者ではない他の相続人がこの点について主張・立証をしなければならなくなるが、これを適切に行うことができるのかといった問題がある。

このため、前記方策を採用する場合にも、具体的にどのような制度設計をするかについては、慎重な検討が必要であると考えられる。

この点について、どのように考えるか。

4 遺産の属性に応じて計算した一定の金額（配偶者加算額）を配偶者の具体的相続分に上乗せする考え方

(1) 考えられる方策

- ① 次の計算式により算出された額が、積極財産の法定相続分（現行法と同様とする。）に相当する額を超過する場合には、配偶者の相続分にその超過額（以下「配偶者加算額」という。）を加算した額をもって配偶者の具体的相続分とする。

（計算式）

実質的夫婦共有財産×2分の1＋その余の遺産（被相続人の固有財産及び実質的夫婦共有財産の残余部分）の一定割合【法定相続分よりも低い割合】（注1）

= 実質的夫婦共有財産の一定割合【法定相続分よりも高い割合】

+被相続人の固有財産の一定割合【法定相続分よりも低い割合】（注2）

- ② 遺産のうち被相続人の固有財産を除いたものを実質的夫婦共有財産とする。
- ③ 被相続人の固有財産は、次の㉗又は㉘に該当するものに限る。
- ㉗ 被相続人が婚姻前に有していた財産
- ㉘ 被相続人が婚姻後に相続又は贈与等によって無償で取得した財産
- ④ 配偶者は、配偶者加算額の主張をする場合には、寄与分（民法第904条の2）の主張をすることができない。

（注1） 例えば、配偶者が子と共に相続する場合には3分の1とし、配偶者が直系尊属と共に相続する場合には2分の1とすること等が考えられる。

（注2） （注1）の例によれば、配偶者は、子と共に相続する場合には、実質的夫婦共有財産についてはその3分の2（=2分の1+2分の1×3分の1）を、被相続人の固有財産についてはその3分の1をそれぞれ法定相続分として取得することができることになる。

（2）基本的な考え方

前記方策は、前記3の方策と同様に、遺産を実質的夫婦共有財産と固有財産に分け、それぞれの財産の特質に応じて配偶者の取得割合を変えることによって配偶者の実質的な貢献を考慮することとしつつ、

- ・ 実質的夫婦共有財産の形成又は維持に対する配偶者の貢献の程度を2分の1と法定する（①）
- ・ 配偶者名義の財産を清算対象として考慮しない（①）
- ・ 被相続人の固有財産を限定列挙することとし、それ以外の財産は全て実質的夫婦共有財産とみなす（②及び③）
- ・ 配偶者が配偶者加算額の主張をする場合には、別途現行の寄与分の主張をすることはできない（④）（注）

とすることにより、配偶者の貢献を実質的に考慮することに伴う紛争の複雑化、長期化という問題を多少なりとも軽減しようとするものである。

（注） 寄与分との関係について

前記方策を採用しつつ、配偶者加算額の主張と併せて通常寄与分に関する主張も許すとすると、紛争がより複雑になるため、前記④は、配偶者加算額の主張をした場合には通常寄与分の主張を許さないとするものである。これは、配偶者加算額を配偶者の相続分に加算することによって、通常寄与分は考慮されており、配偶者加算額を超えた寄与が認められる場合は極めて例外的な場合に限られると考えられること、配偶者加算額の算定のために相応の手的負担が生ずるため、更なる紛争の複雑化を避ける必要性が高いこと、配偶者が多大な特別寄与を主張

したい場合には、現行の寄与分の主張をさせることとすれば足りると考えられること等を考慮したものである。

もっとも、これらの主張は論理的には両立し得るものであるため、特に前記のような主張制限は設けないことも考えられる。

(3) 検討課題等

ア 配偶者加算額の計算式について

配偶者加算額を算定するにあたっては、積極財産を実質的夫婦共有財産と固有財産とに区別するのみならず、相続債務についてもこれを実質的夫婦共同債務と固有債務とに区別することが考えられる（注1）（注2）。このような算定方法を採用することにより、実質的夫婦共有財産の形成に対する配偶者の貢献をより実質的に考慮することが可能となるが、他方で、ある遺産が実質的夫婦共有財産に該当するか否かのみならず、ある相続債務が実質的夫婦共同債務に該当するか否かについても審理の対象にせざるを得ないため、この点をめぐって紛争が複雑化、長期化するおそれがある（現行法上は、相続債務は遺産分割の対象にならないことから、これについて審理する必要はない。）。

そこで、前記の計算式とは異なり、配偶者加算額の算出に当たっては、積極財産のみを考慮し、相続債務については考慮しないとすることも考えられる。もっとも、このような計算式によった場合には、実質的夫婦共有財産の取得原資の大半が借入資金である場合など、実質的夫婦共同債務が多額に存する場合には、配偶者加算額が当該配偶者の実際の貢献よりも過大になる事態が生じ得ることになり、かえって実質的公平を害する結果になりかねない。

この点について、どのように考えるか。

（注1）この場合には、以下のような計算式が考えられる。

（計算式）

$$\text{配偶者加算額} = \alpha - \beta$$

α = 財産の属性を考慮した積極財産の取得分 (α_2) - 財産の属性を考慮した相続債務の負担分 (α_1)

β = 積極財産の法定相続分に相当する額 - 相続債務の法定相続分に相当する額

α_2 = 実質的夫婦共有財産の2分の1 + (実質的夫婦共有財産の2分の1 + 固有財産) × 現行の法定相続分より減少した法定相続分

α_1 = 実質的夫婦共同債務の2分の1 + (実質的夫婦共同債務の2分の1 + 固有債務) × 現行の法定相続分より減少した法定相続分

（注2）配偶者加算額が負の数値になる場合について

前記の計算式に従って計算をすると、積極財産の大部分が固有財産である場合等には、配偶者加算額が負の値になる場合も生じ得ることになるが、前記方策では、配偶者加算額が負の値になる場合には、現行の法定相続分に従って配偶者の取得額を決めることとしている。

もつとも、配偶者加算額が負の数値になるような場合は、一般に遺産の形成又は維持に対する配偶者の貢献が少ないといえるのであるから、他の相続人との実質的公平を図る観点から、このような場合でも、上記の計算式に従って配偶者の取得額を決めることとするとも考えられる。

イ 紛争の複雑化，長期化について

前記方策を採用する場合には、遺産が実質的夫婦共有財産と固有財産のいずれに該当するかという点を巡って紛争が複雑化することが懸念されるが（前記のとおり、相続債務も考慮して配偶者加算額を算定することとする場合には、さらに問題が大きくなる。）、前記方策では、固有財産を限定列挙し、それ以外の財産は実質的夫婦共有財産とみなすことによって（前記②及び③）、このような問題点を多少なりとも軽減させることとしている。

もつとも、前記方策を採用した場合でも、例えば、遺産の中に、実質的夫婦共有財産と固有財産を原資として取得した財産がある場合や、あるいは、退職金請求権のように、婚姻前の労働の対価と婚姻中の労働の対価の両方が含まれる財産がある場合等に、その算定方法をどうするかといった問題が別途生ずることになる。

そこで、このような問題も生じないようにするために、固有財産の価額は、婚姻前に取得した財産の価額（婚姻時の評価額）と無償で取得した財産の価額（取得時の評価額）の合計額に固定し、それらの財産がその後どうなったかは一切考慮しないこととしたり、さらには、遺産の中に実質的夫婦共有財産と固有財産の両方の性質が含まれる財産がある場合には、その財産の全体を実質的夫婦共有財産とみなすこと等の措置を講ずることも考えられる。

他方、このようにして、紛争の複雑化，長期化を避けるために、割り切った考え方を採用すれば、その分だけ精緻な清算方法で計算した場合との差異が大きくなり、実質的公平を害する結果となる場合が増えるおそれがあることは否定できない。

このように、遺産分割において配偶者の貢献をより実質的に考慮すべきという要請と、紛争の複雑化，長期化を避けるべきという要請は、いわば二律背反の関係に立つものと考えられることから、結局、この問題は、両者のバランスをどこでとるべきかということに帰着するものと考えられる。

これらの点について、どのように考えるか。

第2 寄与分制度の見直し

1 問題の所在

現行法上、遺産分割の際に相続人の貢献を考慮するための調整手段として、寄与分制度（民法904条の2）がある。

現行の寄与分制度では、「被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした」ことが寄与分の要件とされているが、ここで、「特別の寄与」とは、一般に、被相続人との身分関係に基づいて通常期待される程度を超える貢献があったことを意味すると解されている。しかしながら、被相続人に対する療養看護については、例えば、被相続人に複数の子がいる場合のように、被相続人に対する扶助義務ないし扶養義務を負う者が複数いて、療養看護についても同等の役割を果たすことが求められているにもかかわらず、実際には、親族間の感情的問題や生活環境等の諸事情から、そのうちの一部の相続人のみが専ら療養看護を行うなど、貢献の程度に顕著な偏りがある場合も多いといわれている。しかるに、少なくとも文言上は、貢献の程度について、他の相続人との相対的な比較を行うことは予定されていないものと考えられる。また、扶助義務ないし扶養義務を負っている者が行った貢献については、被相続人が現に要扶養状態にあるかどうかにかかわらず、これらの義務とは無関係にされた貢献の場合と比べ、「通常期待される程度を超える貢献」があったと判断することに困難な面があると考えられる。現に実務上も、療養看護型の貢献について寄与分が認められにくいとの指摘もされている。

また、現行の寄与分制度は、「被相続人の財産の維持又は増加」について特別の寄与があった場合に寄与分を認めることとしており、寄与分の額を定めるに当たっては各種事情を考慮すべきものとされてはいるものの、基本的には、相続人の寄与を財産的に評価することを前提としているものと考えられる。しかしながら、寄与分の対象となる貢献のうち、特に療養看護によるものは、それ自体被相続人の財産の維持又は増加を直接の目的としてされた行為ではなく、また、高齢者等の介護については長期間継続して行わなければならないなど、身体的、精神的負担が非常に大きい場合も多いこと等を踏まえると、「被相続人の財産の維持又は増加」の有無によって寄与分を認めるか否かを決定し、更にその程度によって寄与分の額を算定することは、必ずしも相当ではないとの指摘もされている。

2 考えられる方策

寄与分の要件については、相続人間の実質的公平を図る観点から、例えば、次のような見直しをすることが考えられる。

- 現行の寄与分の規定に該当する場合のほか、共同相続人の間で、被相続人の療養看護〔及び扶養〕についての寄与の程度に著しい差異がある場合にも、共同相続人間の協議又は家庭裁判所の審判により、寄与分を認めることができる。

3 基本的な考え方

前記方策は、前記1の問題点の指摘等を踏まえ、現行の寄与分制度のほかに、いわゆる療養看護型〔及び扶養型〕についてさらにその特則を設け、相続人間の公平を図るという調整的側面をより重視した制度を新設するものである。すなわち、現行の寄与分の要件である「被相続人の財産の維持又は増加について

特別の寄与をした」といえない場合であっても、他の共同相続人との比較において、被相続人の療養看護についての寄与の程度に「著しい差異」がある場合には、端的にそれを理由として寄与分を認めることとし、遺産分割における相続人間の実質的公平を図ろうとするものである（注）。

（注）「特別の寄与」の有無の判断基準となる「被相続人との身分関係に基づいて通常期待される程度」は、寄与分の主張をする者が配偶者であるか、その余の相続人であるかによってその程度が異なるものと考えられ、身分関係が異なる相続人間でこれを比較することは困難であるため、前記方策の対象となる「共同相続人」は、子同士のように同一の身分関係にある相続人に限定することも考えられる。

4 検討課題等

（1）特則を設ける類型

前記方策のように、一定の行為類型に該当する貢献については寄与分の要件を緩和することとする場合には、その対象となる行為類型をどの範囲のものとするかが問題となる。

この点については、寄与分の要件を緩和する根拠をどこに求めるかにもよるものと考えられるが、扶助義務ないし扶養義務を負っている者が行った貢献については、他の類型に属する貢献に比し、「通常期待される程度を超える貢献」があったとの認定をするのが困難であることを根拠とするのであれば、その対象となる行為類型は、療養看護型のほか扶養型もこれに含まれてくるものと考えられる。

他方、家業従事型、金銭出資型、財産管理型の寄与とは異なり、寄与行為自体が経済活動と密接に関連するものではなく、被相続人の財産の維持又は増加を直接の目的としてされた行為でないという特殊性に着目し、それに見合った要件を追加したという説明をするのであれば、その対象となる行為類型を療養看護型に限定することも考えられる。

（2）「被相続人の財産の維持又は増加」の要件について

現行の寄与分制度においては、「被相続人の財産の維持又は増加」があったことが寄与分の要件とされていることから、寄与分の額を定めるにあたっては、当該寄与行為によって被相続人の財産がどの程度維持又は増加したかという点が一応の基準になるものと考えられる。しかしながら、前記方策を採用し、寄与行為によって被相続人の財産が維持又は増加したかどうかを問わないこととした場合には、寄与分の額を定める際の基準が現行法と比較して不明確なものになるおそれがある。そこで、「被相続人の財産の維持又は増加」を寄与分の要件としない場合にも、この点が寄与分の額を定める際の重要な考慮要素となることを明示することも考えられる（民法第904条の2第2項参照）。

他方、遺産分割は、被相続人の財産をどのように分配するかを定めるものであり、財産的な貢献とは無関係に相続人の取得額を増減させるのは相当ではないという指摘もあり、これらの点を踏まえて、「特別の寄与」の要件を不

要とするとしても、「被相続人の財産の維持又は増加」の要件は残すことも考えられる。

これらの点について、どのように考えるか。

(3) 紛争の複雑化、長期化について

前記のとおり、現行の寄与分制度においては、「被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした」ことが要件とされているため、相続人から寄与分の主張がされた場合には、その相続人の貢献がこれらの要件を満たすものか否かを検討すれば足りることになる。これに対して、前記方策は、寄与分の要件として、相続人間の貢献の程度の差を問題とするものであるため、寄与分を主張する相続人のみならず、他の相続人の貢献の程度までも検討する必要が生ずることになる。その結果、療養看護についての寄与が問題となる事案においては、各相続人から自己の寄与の程度についての主張・立証がされ、これを裁判所が判断することになり、寄与分を定める事件の紛争性が増大するおそれがある。

前記方策は、「特別の寄与」に代わり「著しい差異」を要件とし、さらに特則を設ける寄与分の類型を療養看護型〔及び扶養型〕の寄与に限定することによって、紛争の複雑化、長期化を一定程度抑制しようとするものであるが、更に厳格な要件を定めることも考えられる。

第3 相続人以外の者の貢献の考慮

1 問題の所在

現行法上、寄与分は、相続人にのみ認められているため、例えば、相続人の妻が、被相続人（夫の父）の療養看護に努めた場合であっても、遺産分割手続において、相続人でない妻が寄与分を主張したり、あるいは何らかの財産の分配を請求したりすることはできない。この点については、夫の寄与分の中で妻の寄与を考慮することを認める裁判例も存在するが（東京家審平成12年3月8日・家月52巻8号35頁等）、このような取扱いに対しては、なぜ寄与した妻ではなく夫がその寄与分を取得できるのか、妻以外の寄与者（例えば、被相続人の兄弟姉妹等）の寄与も同様に認めなければ不公平ではないかといった指摘もされている。また、前記の例において、相続人となるべき者であった配偶者が既に死亡している場合には、配偶者の貢献を相続人の寄与分の算定の際に考慮することもできず、配偶者が遺産分割において自己の貢献に見合った財産の分配を受けることはできないが、このような結論は実質的公平に反するとの指摘もされているところである。

この問題は、相続人以外の者が被相続人との間で契約を締結することや、両者間で養子縁組をすること、被相続人が遺贈をすること等の法的手段を取ることで解決を図ることが可能である。しかしながら、当該相続人以外の者と被相続人との人的関係等によっては、当該相続人以外の者が、被相続人に対し、これらの法的手段を取ることを依頼することが情形的に困難な場合も多い

ものと考えられ、当該相続人以外の者がその貢献に応じた財産の分配を受けることができるか否かは、結局のところ、被相続人の意向に委ねられざるを得ないとの指摘もある。また、当該相続人以外の者が被相続人に対して扶助義務ないし扶養義務を負っている場合には、法的にも、被相続人がこれらの法的手段を取らないことを理由にこれらの義務を免れることはできないと考えられる。

これらの問題点の指摘を踏まえ、遺産分割において相続人以外の者の貢献を考慮するための方策を講ずることが考えられないか検討する必要がある。

2 考えられる方向性

遺産分割において相続人以外の者の貢献を考慮するための方策として、例えば、被相続人の子の配偶者など、相続人ではないが、被相続人との間に一定の身分関係を有する者については、被相続人の療養看護〔又は扶養〕について一定の貢献をしたこと等を要件として、遺産の分配を求める権利を認め、又は相続人に対する法定の債権を認めることが考えられる。

なお、このような方向での見直しを検討する場合には、後記3のような問題点等について検討する必要があると考えられる。

3 検討すべき問題点等

(1) 制度趣旨及び法的性質について

ア 夫婦間の協力・扶助義務に根拠を求める考え方

要介護状態にある高齢者の療養看護を誰が行うかという点については、一般に、親族間の協議によって決められることが多いと考えられる。しかし、協議の結果相続人の一人が主として被相続人の療養看護を行うこととされた場合であっても、その相続人が婚姻しているときは、その夫婦が分担して療養看護を行うこととなる場合が多いものと考えられる。法律上も、夫婦には協力・扶助義務があり、実際にも相互に補完し合う関係にあること等に照らすと、前記のような場合には、当該夫婦の貢献を考慮して寄与分の額を定めるのが実質的公平に資するとも考えられるが、現行制度の下でこのような解釈をとるのは難しい面があり、特に、相続人となるはずであった者（例えば、被相続人の子）が被相続人よりも先に死亡した場合には、被相続人の遺産分割において、先に死亡した者の配偶者の貢献を考慮することはできないことになる。

そこで、このような実質的不公平を解消する観点から、相続人の配偶者が行った貢献について特別に寄与分を認めることとしたという説明をすることが考えられる。

イ 寄与分の主張権者を広げる考え方

前記のとおり、被相続人の療養看護をどのように行うかが親族間の協議によって決められた場合には、主としてその療養看護を行う者は、一般に、相続人であることが多いと考えられるが、例外的にそうでない場合もあり得るものと考えられる。

そこで、被相続人の親族として被相続人の療養看護に努めた者が相続人で

なかったとの一事をもって、遺産分割においてその貢献を考慮することができなくなることによる実質的不公平を解消する観点から、寄与分の主張権者は、相続人の範囲よりも若干広げ、民法第887条から第890条までの規定により相続人になり得る地位を有する者（後記のとおり、その範囲をさらに限定することも考えられる。）については、当該事案において相続人とならない場合でも、寄与分の主張だけはできるようにしたという説明をすることも考えられる。このような考え方によれば、その法的性質は、「法定相続分がゼロの者の寄与分」ということになり、基本的に、現行の寄与分と同様の性質を有することになると考えられる。

ウ 事務管理又は不当利得類似の権利と捉える考え方

現行法上、相続人以外の者が被相続人に対して行った療養看護等の貢献に関し、被相続人との間で契約が締結されず、また、養子縁組等の法的手段も講じられなかった場合に、相続人に対して何らかの権利行使をしようとするれば、事務管理や不当利得に基づく請求をすることが考えられる。

しかし、例えば、被相続人が要扶養状態になかった場合や、相続人の生活状況等に照らしその相続人に具体的な扶助義務ないし扶養義務を認めるのが困難な場合には、事務管理の「他人の…事務」という要件や不当利得の「他人の…労務によって利益を受け」といった要件を満たすか疑問がある。

また、特に、被相続人に対する療養看護のような事実行為については、それに伴う費用の額や利得額を客観的に算定することが困難であり、訴訟手続で権利の内容を確定することができる性質のものとは言い難い（扶養料については最判昭和42年2月17日民集21巻1号133頁参照）。

そこで、被相続人との身分関係に照らし、同人との間で契約等を締結するのが事実上困難であると考えられる場合について、事務管理や不当利得のような法定の債権の発生要件を欠くことに伴う実質的不公平を解消する観点から、事務管理又は不当利得の特則ないしこれに類する制度を設け、家事審判の手続の中でその権利の実現を認めることとしたという説明をすることも考えられるように思われる。

(2) 権利行使を認める者の要件について

ア 被相続人との身分関係について

前記方策は、相続人以外の者に遺産の分配を求める権利を認め、又は相続人に対する権利行使を認めるものであり、これに伴い、相続に関する紛争が複雑化、長期化することは避け難い面があることから、権利行使を認める者を一定の範囲の者に限定することが不可欠であると考えられる。

具体的に、どの範囲の者に権利行使を認めるかについては、前記(1)の制度趣旨及び法的性質をどのように考えるかにもよるものと考えられ、例えば、前記(1)アのような考え方による場合には、新たに権利行使を認める者は、相続人の配偶者に限られることになる。

これに対し、前記(1)イ及びウのような考え方による場合には、被相続

人の直系血族や兄弟姉妹等にまでその範囲を広げることになるものと考えられる。

もっとも、権利行使を認める者の範囲を広げると、遺産分割に関与し得る者の範囲が現行法よりも大きく広がることになり、遺産分割が紛糾するおそれがあるし、仮に、これらの者が現実に前記権利を主張して遺産分割に関与することがなかったとしても、少なくとも権利行使の機会を与える必要が生ずるため、遺産分割の手続は非常に煩雑になることが予想される。このため、前記のような制度の創設を検討する場合には、これらの弊害を考慮しつつ、権利行使を認める者の範囲について慎重に検討する必要があるものと考えられる。

イ 貢献の程度について

相続人以外の者の権利行使を認める場合には、その者が被相続人に対して一定程度以上の貢献をしたことを要件とすることになるが、前記アと同様の観点から、この要件についても相当の絞りかける必要があるものと考えられる。

この点についても、前記（１）の法的性質をどのように考えるか、どの範囲の者に権利行使を認めるかにもよるものと考えられ、例えば、前記（１）アのような考え方による場合には、相続人とその配偶者が行った貢献を一体のものとして評価した上で、その貢献が通常の寄与分の要件に該当すれば足りるとすることや、その配偶者が行った貢献だけでその程度に達していることを要するとすること等が考えられる。

これに対し、権利行使を認める者の範囲をさらに広げる場合には、貢献の程度による限定の必要性がより高まることから、例えば、その者の貢献が他の相続人よりも著しく大きい場合や、専らその者が被相続人の療養看護に努めていた場合等に限定とすることが考えられる。

もっとも、そのいずれについても理論上又は運用上様々な問題があると考えられるため、貢献の程度に関する要件をいかに定めるかについても慎重な検討を要するものと考えられる。

ウ 貢献の態様について

前記のような制度の創設を検討する場合には、前記第２の４（１）と同様に、その対象となる貢献の類型を療養看護型の貢献に限定するか、扶養型の貢献にもこれを認めるかについて検討する必要がある。

（３）権利行使の手続について

相続人以外の者が前記権利を行使する手続については、これを遺産分割手続の中で行うこととするのか、遺産分割手続とは別の手続を創設し、相続人に対して請求することを認めるのかによって大きく変わってくるものと考えられる。この点については、前記（１）アのような考え方に基づき新たな制度を設ける場合には、遺産分割手続の中で権利行使を認めることとするのが整合的であると考えられるのに対し、前記（１）ウのような考え方に基づく場合には、

遺産分割とは別の手続とする方が整合的であると考えられる。

まず、遺産分割手続の中で権利行使を認めることとする場合には、遺産分割との一回的解決が可能となり、特に前記権利の性質を寄与分と同様のものと考えた場合には、現行の寄与分と同じ手続の中で紛争解決が可能になるなどのメリットがあるものと考えられる。他方、遺産分割手続の中での権利行使を認めることとすると、相続人間では遺産分割の内容について合意が成立していても、相続人以外の者が合意しない場合には、遺産分割協議が全体として成立しないことになるおそれがあり、相続人以外の者に実際には権利行使を認めるに足りる貢献がない場合には、相続人の利益を不当に害するおそれがある。また、相続人以外の者は、遺産分割手続が開始されない限り権利行使をすることができないことになるため、相続人以外の者にも遺産分割の審判を求める申立てを認める必要性が生ずることになり、協議による遺産分割の実現が阻害されるおそれもある。

これに対し、遺産分割とは別の手続（家庭裁判所の調停又は審判の手続）の中で権利行使を認めることとする場合には、遺産分割手続の中で処理することとした場合に生じるデメリットを回避することができると考えられるが、新たな制度の目的及び趣旨をどこに求め、その要件及び効果をどのように規律すべきか一から検討する必要があることになる。また、被相続人に対する貢献を巡る紛争が遺産分割手続と前記手続の二度にわたって繰り返されることになり得るため、相互の調整をどのように図るかといった点も問題になる。

いずれにしても、前記のような制度の創設を検討する場合には、現行の相続制度に比し、遺産の分配を巡る紛争が複雑化、長期化することは避け難いものと考えられる。このため、このような方向で見直しをする場合には、前記権利の行使について除斥期間を設けるなど、相続人以外の者と相続人との利害を適切に調整し、相続人が不当に不利益を被ることがないように、制度設計を工夫する必要がある。

これらの点について、どのように考えるか。

以 上